

## 提案書等作成要領

### 1. 注意事項

- (1) 「富山市ホームページリニューアル及び AI チャットボット導入業務委託仕様書」に準拠して記載すること。
- (2) 提案書等には自社名を記載しないこと。また、提案内容から自社名を推測されない内容とすること。
- (3) 様式の指定のある箇所以外は自由記載とする。
- (4) 提案書に記載する項目名称及び項番は「評価基準」の評価項目、番号に準拠すること。
- (5) 対応する項目について特に記載する内容が無い場合は項番を飛ばして記載して差し支えない。
- (6) 提案書と提案書（概要版）を提出すること。
- (7) 提案書は A4 形式で 50 ページ以内（本市の様式指定部分を除く）にまとめること。
- (8) 本市に対して特に訴えたい箇所を取りまとめた提案書（概要版）を 10 ページ以内で提出すること。なお概要版の各項目の見出しは「評価基準」の評価項目を記載すること。

### 2. 提案書記載項目

- (1) 業務実績（評価基準番号 1）
  - ・ 中核市（同等）規模以上の自治体へのホームページ構築及びチャットボット導入実績の詳細について、別紙「ホームページ構築及びチャットボット導入実績」を記載のうえ提出すること。
- (2) 基本方針（評価基準番号 2～6）
  - ・ 仕様書に記載の基本方針に準拠した提案を記載すること。
- (3) 導入プロジェクト管理（評価基準番号 7～8）
  - ・ 各工程での事業者と本市の役割分担、工程期間、作業内容、配置要員について記載すること。
  - ・ プロジェクト全体を通して本市職員の負担を軽減するための提案を記載すること。
- (4) システムの機能・操作性（評価基準番号 9～12）
  - ・ 仕様書【別紙】CMS 機能要件回答書を記載のうえ提出すること。
  - ・ 操作の簡便性について記載すること。
  - ・ リンク切れ・情報の過剰な羅列の抑制、知らせたい情報への誘導効果など、サイト品質の維持・向上を図るための提案を記載すること。

- ・ チャットボットについて、中核市が担う各種業務における十分な回答を可能とするための学習用データ提供等の提案を記載すること。
- ・ チャットボットの正答率を維持・向上させるための提案を記載すること。

(5) システムの構成（評価基準番号13～15）

- ・ 本業務が要求する可用性を達成するために想定しているシステム構成について記載すること。
- ・ ソフトウェア（OS,関連ソフトを含む）のバージョンアップへの対応について記載すること。
- ・ 利用を想定しているデータセンターについて別添「データセンター仕様書」の要求事項を満たすことが分かるように記載すること。

(6) 職員支援（評価基準番号16～18）

- ・ ユーザビリティの向上に必要な知識等を得るための職員向けのマニュアルの提示や研修等について記載すること。
- ・ アクセシビリティの向上に必要な知識等を得るための職員向けのマニュアルの提示や研修等について記載すること。
- ・ 構築後のサポート体制について、問い合わせ対応や職員向け研修等の具体的な内容を記載すること。

(7) セキュリティ・緊急対応（評価基準番号19～21）

- ・ 想定しているセキュリティ対策について記載すること。
- ・ 災害等により本庁舎でコンテンツの更新等ができない場合でも、緊急情報を的確にいち早く掲載できるような機能について記載すること。
- ・ 災害等によりアクセスが著しく増加した場合においても、ホームページが問題なく閲覧できるような構成についての提案を記載すること。

(8) 価格（評価基準番号22～23）

- ・ 次の区分ごとに見積額を記載すること。
  - ① ホームページリニューアル費用（令和5年3月31日までの運用保守費やシステムの使用に必要なその他の経費を含む）
  - ② AIチャットボット導入費用（令和5年3月31日までの運用保守費やシステムの使用に必要なその他の経費を含む）
  - ③ ホームページ運用保守費用（システムの使用に必要なその他の経費を含む）
  - ④ AIチャットボット運用保守費用（システムの使用に必要なその他の経費を含む）
- ・ 導入価格（①②の合計額）の提示は提案限度額（44,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。））内で記載すること。運用保守に係る見積もりにはAIチャットボ

ットを使用するに際し必要な費用を含んで提示すること。

- ・ ③④の費用は各システムの導入から10年間分を提示すること。
- ・ デザイン、設計、コンテンツ移行、テスト、全体管理などの工程単位で人員単価と工数を記載すること
- ・ 追加パッケージなど、採用の可否を後日検討できる独自提案については、提案上限額には含めない。ただし当該独自提案が提案内容全体の遂行に必要な不可欠なものである場合は、提案上限額に含めるものとする。
- ・ 事業者選定後、提示金額の範囲内で当該業務を発注するものとする。ただし本市の求めに応じてオプション等を追加した場合はその限りではない。
- ・ 運用保守費にはシステムを使用するに際し必要な費用を含んで提示すること。(クラウドで提案する際にはクラウドサービスの利用料及び必要となる通信費を含むこと)
- ・ 運用保守費について、途中でライセンスや機器等の更新費が発生する場合は、計上すること。

(9) その他(評価基準番号24~25)

- ・ 市民サービス向上や職員負荷軽減等を実現できる追加提案があれば記載すること。
- ・ 実現可能性の高い提案のみとし、実現するための計画を明示すること(予算、期間、人員、研修等を含む)

3. システムデモンストレーション用資料

実施するデモンストレーションの画面変遷を示した資料を提出すること。